

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
※当該自主点検査の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

- 主な根拠法令等
- ・基準省令：児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
 - ・解釈通知：児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）
 - ・市条例：奈良市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和3年奈良市条例第42号）
 - ・報酬告示：児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）

- I 基本方針
II 人員基準
III 設備基準
IV 運営基準

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
I－1＊ 一般原則	指定障害児入所施設等は、入所支援計画及び移行支援計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。	○「指定障害児入所施設等」＝「都道府県知事が指定する障害児入所施設又は指定発達支援医療機関」 ○「入所支援計画」＝「入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画」 ○「移行支援計画」＝「障害児が障害福祉サービス等を利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活及び社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画」 ○「指定入所支援」＝「指定障害児入所施設等が提供する障害児入所支援（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）」	☐	☐	基準省令第3条第1項	・運営規程 ・個別支援計画 ・移行支援計画 ・ケース記録
	指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。		☐	☐	基準省令第3条第2項	
	指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(第四十六条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	基準省令第3条第3項	・運営規程 ・個別支援計画 ・移行支援計画 ・ケース記録 ・福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類
	指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。		☐	☐	基準省令第3条第4項	・運営規程 ・研修計画、研修実施記録 ・虐待防止関係書類 ・体制の整備をしていることが分かる書類
I－2 暴力団の排除	事業の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利用することとならないようにしているか。		☐	☐	市条例第4条	

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検査の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ－１＊ 従業者の員数	次に掲げる基準を満たしているか。 1医療法に規定する病院として必要とされる従業者（医療法に規定する病院として必要とされる数） 2児童指導員及び保育士（各々1以上） ＜総数＞ ・主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設…通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上 ・主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設…通じておおむね「障害児である乳幼児の数を10で除して得た数」及び「障害児である少年の数を20で除した数」の合計数以上 3主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設においては、心理支援を担当する職員（1以上）。 4主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設においては、理学療法士又は作業療法士（1以上）。 5児童発達支援管理責任者（1以上） ●障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの	資格証の写し等が事業所で保管されているか。	□	□	基準省令第52条第1項	・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設において職業指導を行う場合には、医療法に規定する病院として必要とされる従業者、児童指導員及び保育士、心理指導を担当する職員、理学療法士又は作業療法士、児童発達支援管理責任者のほか、職業指導員を置いているか。		□	□	基準省令第52条第2項	
	医療法に規定する病院として必要とされる従業者、児童指導員及び保育士、心理指導を担当する職員、理学療法士又は作業療法士、児童発達支援管理責任者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者であるか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。		□	□	基準省令第52条第3項	・従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）
Ⅱ－2 管理者	指定医療型障害児入所施設は、常勤の管理者を置いているか。	管理職等の立場であっても、出勤簿やタイムカード等で勤務時間を把握しているか。	□	□	市条例第6条	・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・勤務体制一覧表 ・管理者の雇用形態が分かる書類
Ⅲ－１＊ 設備	指定医療型障害児入所施設は、次の設備を設けているか。 1医療法に規定する病院として必要とされる設備 2支援室及び浴室		□	□	基準省令第53条第1項	・平面図 ・設備・備品等一覧表 【目視】
	次の1から2の指定医療型障害児入所施設は、医療法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室及び浴室のほか、次の設備を設けているか。 1主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 ・静養室 2主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 ・屋外遊技場、ギプス室、特殊手工芸等の指導をするのに必要な設備、義肢装具を製作する設備、浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を助ける設備		□	□	基準省令第53条第2項	

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしているか。		☐	☐	基準省令第53条第3項	・平面図 【目視】
	指定医療型障害児入所施設の設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものであるか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、医療法に規定する病院として必要とされる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。	指定の際に届出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。	☐	☐	基準省令第53条第4項	・平面図 ・設備・備品等一覧表 【目視】
Ⅲ－2 居室等の安全性の確保	指定医療型障害児入所施設の配置、構造及び設備は、障害児の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の障害児の安全について十分考慮されたものであるか。		☐	☐	市条例第7条	
Ⅳ－1＊ 内容及び手続の説明及び同意	指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 【解釈通知第3-3(1)準用】利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）	○「利用申込者」＝「指定入所支援の利用の申込みを行った入所給付決定保護者」 職員の員数等、運営規程と記載内容が相違していないか。 記載内容とサービスの実態が乖離していないか。 提供するサービスの第三者評価の実施状況の記載を欠いていないか。 利用申込者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月日欄などの記載が漏れていないか。 サービス提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。	☐	☐	基準省令第6条第1項準用	・重要事項説明書 ・利用契約書
	指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の特性に応じた適切な配慮をしているか。 ●【社会福祉法第77条】利用者との間で当該施設福祉サービスの提供に係る契約が成立したときは、その利用申込者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付すること。 ・当該施設の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ・当該施設の経営者が提供する指定入所支援の内容 ・当該指定入所支援の提供につき入所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項 ・指定入所支援の提供開始年月日 ・指定入所支援に係る苦情を受け付けるための窓口		☐	☐	基準省令第6条第2項準用	・重要事項説明書 ・利用契約書 ・その他保護者に交付した書面
Ⅳ－2 提供拒否の禁止	指定医療型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んでいないか。 ●【解釈通知第3-3(2)】利用申込みに対してサービス提供を拒否できる正当な理由 ・利用定員を超える利用申込みがあった場合 ・入院治療の必要がある場合 ・提供する指定入所支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定入所支援を提供することが困難な場合		☐	☐	基準省令第7条準用	
Ⅳ－3 あっせん、調整及び要請に対する協力	指定医療型障害児入所施設は、児童福祉法第24条の19第2項の規定により指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	○「児童福祉法第24条の19第2項」＝「都道府県は、障害児又は当該障害児の保護者から求めがあつたときは、指定障害児入所施設等の利用についてあっせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、指定障害児入所施設等の設置者に対し、当該障害児の利用についての要請を行うものとする。」	☐	☐	基準省令第8条準用	
Ⅳ－4 サービス提供困難時の対応	指定医療型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。		☐	☐	基準省令第9条準用	

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－５＊ 受給資格の確認	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認しているか。		☐	☐	基準省令第10条準用	・受給者証の写し
Ⅳ－６ 障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者からの利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付の支給の申請が行われるよう、必要な援助を行っているか。		☐	☐	基準省令第11条第1項準用	
	指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。		☐	☐	基準省令第11条第2項準用	
Ⅳ－７＊ 心身の状況等の把握	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	サービス担当者会議の記録や、アセスメントシート等が保管されているか。	☐	☐	基準省令第12条準用	・アセスメント記録 ・ケース記録
Ⅳ－８ 居住地の変更が見込まれる者への対応	指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しているか。		☐	☐	基準省令第13条準用	
Ⅳ－９ 入退所の記録の記載等	指定医療型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、次の入所受給者証記載事項を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しているか。 「当該指定医療型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日、その他必要な事項」		☐	☐	基準省令第14条第1項準用	
	指定医療型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を、遅滞なく都道府県に対し報告しているか。		☐	☐	基準省令第14条第2項準用	
	指定医療型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しているか。		☐	☐	基準省令第14条第3項準用	
Ⅳ－１０＊ サービスの提供の記録	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 ●【解釈通知第3-3(10)1】サービスの提供の記録事項 ・指定入所支援の提供日 ・提供したサービスの具体的内容 ・利用者負担額等に係る必要な事項	サービス提供記録は保管されているか。 サービス提供の内容等について、文書又は電磁的方法のいずれによる記録の場合でも、利用者からの申出に基づき情報を提供できるようにしているか。	☐	☐	基準省令第15条第1項準用	・サービス提供の記録
	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供の記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けているか。		☐	☐	基準省令第15条第2項準用	

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－11 指定医療型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	指定医療型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接、入所給付決定に係る障害児のの便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。		☐	☐	基準省令第16条第1項準用	
	指定医療型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。ただし、次に掲げる支払については、この限りではない。 ・入所利用者負担額 ・指定入所支援費用基準額及び障害児入所医療費（法定代理受領を行わない場合） ・日用品費、その他の日常生活費（Ⅳ－12「入所利用者負担額の受領」における取扱をすること。）		☐	☐	基準省令第16条第2項準用	
Ⅳ－12＊ 入所利用者負担額の受領	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。		☐	☐	基準省令第54条第1項	・請求書 ・領収書
	指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から「当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額」及び「当該障害児入所支援のうち障害児入所医療費に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額」の支払を受けているか。		☐	☐	基準省令第54条第2項	
	指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しているか。 ・入所利用者負担額 ・指定入所支援費用基準額及び障害児入所医療費（法定代理受領を行わない場合） ・日用品費、その他の日常生活費	領収証の控え等は事業所で保管しているか。 ○「その他の日常生活費」＝「食事の提供に要する費用及び光熱水費、日用品費のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」	☐	☐	基準省令第54条第4項	・領収書
	指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得ているか。 ・日用品費、その他の日常生活費	重要事項説明書等に、当該サービスについての記載がされているか。 その他の日常生活費については、障害児入所給付費の対象となっているサービスと明確に区別されないような、曖昧な名目による費用徴収は認められないため、費用の内訳を明らかにしているか。	☐	☐	基準省令第54条第5項、第3項	【基準省令第54条第5項】 ・重要事項説明書 【基準省令第54条第3項】 ・請求書 ・領収書 ・重要事項説明書
	●【基準省令第54条第3項】指定医療型障害児入所施設は、入所利用者負担額、指定入所支援費用基準額及び障害児入所医療費の支払いを受けるほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。 ・日用品費 ・その他、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの（●【解釈通知第3-3(12)3】具体的な範囲については「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」によるものとする。）		☐	☐		
Ⅳ－13 入所利用者負担額に係る管理	指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に、当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定医療型障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額を算定しているか。この場合において、当該指定医療型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認のうえ、入所利用者負担額の合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しているか。		☐	☐	基準省令第18条準用	

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－14＊ 障害児入所給付費等の額に係る通知等	指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しているか。		☐	☐	基準省令第55条第1項	・通知の写し
	指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、入所給付決定保護者に対して交付しているか。		☐	☐	基準省令第55条第2項	・サービス提供証明書の写し
IV－15 指定入所支援の取扱方針	指定医療型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	○「入所支援計画」＝「入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画」	☐	☐	基準省令第20条第1項準用	
	指定医療型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭環境において指定入所支援を受けることができるよう努めているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	基準省令第20条第2項準用	
	指定医療型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	基準省令第20条第3項準用	
	指定医療型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。		☐	☐	基準省令第20条第4項準用	
	指定医療型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。		☐	☐	基準省令第20条第5項準用	
IV－16＊ 入所支援計画の作成等	指定医療型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	【減算適用】 入所支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合は、個別支援計画未作成減算有り。〔報酬告示別表第2-1-注2(2)〕	☐	☐	基準省令第21条第1項準用	・個別支援計画 ・児童発達支援管理責任者が入所支援計画を作成していることが分かる書類
	児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児についてアセスメントを行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう＜令和6年度改正事項＞障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	○「アセスメント」＝「障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握」	☐	☐	基準省令第21条2項準用	・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。		☐	☐	基準省令第21条第3項準用	・アセスメントを実施したことが分かる記録 ・面接記録
	児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、次に掲げる事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。 ・入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向 ・障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期 ・生活全般の質を向上させるための課題 ・指定入所支援の具体的内容 ・指定入所支援を提供する上での留意事項等	アセスメントシート等は保管されているか。	☐	☐	基準省令第21条第4項準用	・個別支援計画の原案 ・他サービスとの連携状況が分かる書類

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、<u>障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で＜令和6年度改正事項＞</u>、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めているか。 ●【<u>解釈通知第3-3(16)2ア</u>】個別支援会議の開催にあたっては、<u>障害児本人や保護者の意見を聞くことが求められるため、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うことなどが考えられる。＜令和6年度改正事項＞</u>	入所支援計画の作成に係る会議記録を作成しているか。	□	□	基準省令第21条第5項準用	・サービス担当者会議の記録
	児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。		□	□	基準省令第21条第6項準用	・個別支援計画
	児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。		□	□	基準省令第21条第7項準用	・保護者に交付した記録 ・個別支援計画
	児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。	○「モニタリング」＝「入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントも含む。）」 モニタリングシート、評価シート等は保管されているか。	□	□	基準省令第21条第8項準用	・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録
	児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行之、特段の事情のないかぎり、次に掲げる方法により行っているか。 ・定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること ・定期的にモニタリングの結果を記録すること		□	□	基準省令第21条第9項準用	・モニタリング記録 ・面接記録
	入所支援計画の変更に際しては、入所支援計画の作成と同様の基準を満たしているか。		□	□	基準省令第21条第10項準用	・基準省令第21条第2項から第7項に掲げる確認資料
IV－17＊ 移行支援計画の作成等	指定医療型障害児入所施設の管理者は、 <u>児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させているか。＜令和6年度改正事項＞</u>		□	□	基準省令第21条の2第1項準用	・移行支援計画 ・児童発達管理責任者が移行支援計画を作成していることが分かる書類
	児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしているか。＜令和6年度改正事項＞		□	□	基準省令第21条の2第2項準用	・移行支援計画 ・アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。＜令和6年度改正事項＞		□	□	基準省令第21条第3項準用	・アセスメントを実施したことが分かる記録 ・面接記録

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-3(16)の2】移行支援計画とは、15歳に達した障害児について、将来、地域や障害者施設等適切な移行先に移行できるよう、個々の障害児ごとに作成する計画をいう。 移行支援計画には、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向や移行に向けた課題、移行に向けた短期的及び長期的な目標やスケジュール、移行において必要な関係機関等による支援の具体的な内容等を記載すること。 また、移行支援計画の様式等については、「障害児入所施設に入所する障害児等の移行支援・移行調整について」（令和6年7月2日）を参考にされたい。 なお、有期有目的での短期間の入所の場合など、当該施設における移行支援が明らかに不要と判断される場合は、入所支援計画に当該障害児の退所に受けた支援の二様を盛り込むことにより、移行支援計画の作成に代えることができる。＜令和6年度改正事項＞		□	□	基準省令第21条の2第3項準用	・移行支援計画の原案 ・他サービスとの連携状況が分かる書類
	児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、移行支援計画の原案について意見を求めているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-3(16)2ア】個別支援会議の開催にあたっては、障害児本人や保護者の意見を聞くことが求められるため、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うことなどが考えられる。＜令和6年度改正事項＞		□	□	基準省令第21条第5項準用	・移行支援会議の記録
	児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該移行支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。＜令和6年度改正事項＞		□	□	基準省令第21条第6項準用	・移行支援計画
	児童発達支援管理責任者は、移行支援計画を作成した際には、当該移行支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。＜令和6年度改正事項＞		□	□	基準省令第21条第7項準用	・保護者に交付した記録 ・移行支援計画
	児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。＜令和6年度改正事項＞		□	□	基準省令第21条の2第4項準用	・移行支援計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録
	児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行い、特段の事情のないかぎり、次に掲げる方法により行っているか。＜令和6年度改正事項＞ ・定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること ・定期的にモニタリングの結果を記録すること		□	□	基準省令第21条第9項準用	・モニタリング記録 ・面接記録
	移行支援計画の変更に際しては、移行支援計画の作成と同様の基準を満たしているか。＜令和6年度改正事項＞		□	□	基準省令第21条の2第6項準用	・基準省令第21条第3項、第5項から第7項、第9項、基準省令第21条の2第2項、に掲げる確認資料

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－18＊ 児童発達支援管理責任者の責務	児童発達支援管理責任者は、障害児が居宅において日常生活を営むことができるための定期的な検討及び必要な援助並びに、障害児及びその家族に対する相談及び援助を行っているか。		□	□	基準省令第22条第1項第1号準用	・相談及び援助を行っていることが分かる書類（ケース記録等）
	児童発達支援管理責任者は、他の従業者に対する技術指導及び助言を行っているか。		□	□	基準省令第22条第1項第2号準用	・他の従業者に指導及び助言した記録
	児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。＜令和6年度改正事項＞		□	□	基準省令第22条第2項準用	・適宜必要と認める資料
	●【解釈通知第3-3(17)2】児童発達支援管理責任者については、都道府県が実施する児童発達支援管理責任者を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい。＜令和6年度改正事項＞		□	□		
IV－19 検討等	指定医療型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。		□	□	基準省令第23条準用	
IV－20 相談等	指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。		□	□	基準省令第24条準用	
IV－21＊ 支援	指定医療型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。		□	□	基準省令第25条第1項準用	・個別支援計画 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等
	指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。		□	□	基準省令第25条第2項準用	
	指定医療型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。		□	□	基準省令第25条第3項準用	
	指定医療型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。		□	□	基準省令第25条第4項準用	・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表
	指定医療型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定医療型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。		□	□	基準省令第25条第5項準用	・従業者名簿 ・雇用契約書 ・個別支援計画 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書					
Ⅳ－22 食事	指定医療型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものであるか。		☐	☐	基準省令第26条第1項準用						
	食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものであるか。		☐	☐	基準省令第26条第2項準用						
	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。		☐	☐	基準省令第26条第3項準用						
	●【市条例第8条】食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、障害児の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。		☐	☐							
Ⅳ－23 社会生活上の便宜の供与等	指定医療型障害児入所施設は、障害児の健全な生活の基本としての食を営む力の育成に務めているか。		☐	☐	基準省令第26条第4項準用						
	指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行っているか。		☐	☐	基準省令第27条第1項準用						
	指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。		☐	☐	基準省令第27条第2項準用						
Ⅳ－24 健康管理	指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。		☐	☐	基準省令第27条第3項準用						
	●【基準省令第28条第2項準用】指定医療型障害児入所施設は、次の表のA欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が、それぞれ、次の表のB欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、B欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定医療型障害児入所施設は、それぞれ次の表のA欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table><tr><th>A欄</th><th>B欄</th></tr><tr><td>児童相談所等における障害児の入所前の健康診断</td><td>入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断</td></tr><tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	A欄	B欄	児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断		☐	☐	基準省令第28条第1項、第2項準用
A欄	B欄										
児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断										
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断										
	指定医療型障害児入所施設の従業者の健康診断の実施に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。		☐	☐	基準省令第28条第3項準用						
Ⅳ－25＊ 緊急時等の対応	指定医療型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	利用者から、緊急時に連絡すべき主治医等の連絡先をあらかじめ確認しているか。	☐	☐	基準省令第29条準用	・緊急時対応マニュアル ・ケース記録 ・事故等の対応記録					
		緊急時対応マニュアル等を整備しているか。	☐	☐							

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-26 障害児の入院期間中の取扱い	指定医療型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定医療型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。		☐	☐	基準省令第30条準用	
IV-27 給付金として支払を受けた金銭の管理	指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の設置者が障害児に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。 ・当該障害児に係る金銭をその他の財産と区分する ・障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いる ・障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備する ・当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させる ●厚生労働大臣が定める給付金＝「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」を参照	○「障害児に係る金銭」＝「障害児に係る給付金及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む）」	☐	☐	基準省令第31条準用	
IV-28 入所給付決定保護者に関する都道府県への通知	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が、次に掲げるいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しているか。 ・偽りその他不正な行為によって、障害児入所給付費及び障害児入所医療費の支給を受け、又は受けようとしたとき		☐	☐	基準省令第32条準用	
IV-29 * 管理者による管理等	指定医療型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を配置しているか。ただし、当該指定医療型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定医療型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定医療型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 ●【 <u>解雇通知第3-3(28)</u> 】 <u>管理上支障がないと言える場合は、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合等である。＜令和6年度改正事項＞</u>		☐	☐	基準省令第33条第1項準用	・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証 ・管理者の雇用形態が分かる書類
	指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。		☐	☐	基準省令第33条第2項準用	・業務等の管理を行っていることが分かる書類（運営規程、業務日誌等）
	指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者に指定医療型障害児入所施設の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。		☐	☐	基準省令第33条第3項準用	・従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行ったことが分かる書類（業務日誌等）

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－30＊ 運営規程	指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（運営規程）を定めているか。 ・施設の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・入所定員 ・施設入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ・施設の利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・主として入所させる障害児の障害の種類 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他施設の運営に関する重要事項 ●【解釈通知第3-3(29)1準用】従業者の員数は、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において「〇人以上」と記載して差し支えない。（重要事項説明書に記載する場合も同様。） ●【解釈通知第3-3(29)2準用】入所定員は、指定医療型障害児入所施設において、同時に指定入所支援の提供を受けることができる入所者の数の上限をいうものであること。 ●【解釈通知第3-3(29)4準用】施設の利用に当たっての留意事項は、障害児が指定入所支援の提供を受ける際に、障害児及び入所給付決定保護者が留意すべき事項（入所生活のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。 ●【解釈通知第3-3(29)7準用】虐待の防止のための措置については、具体的には次に掲げる内容等を指すものであること。 ・虐待の防止に関する担当者の選定 ・苦情解決体制の整備 ・従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修（研修方法や研修計画など） 基準省令第42条第2項第1号の規定による虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること ●【解釈通知第3-3(29)8準用】その他施設の運営に関する重要事項は、苦情解決の体制等、施設の運営に関する重要事項を定めておくことが望ましい。		□	□	基準省令第34条準用	・運営規程
IV－31＊ 勤務体制の確保等	指定医療型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。 ●【解釈通知第3-3(30)1準用】指定医療型障害児入所施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については次に掲げる事項を明確にすること。 ・従業者の日々の勤務時間 ・常勤・非常勤の別 ・管理者との兼務関係等	記載項目が漏れていないか。	□	□	基準省令第35条第1項準用	・従業者の勤務表
	指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。		□	□	基準省令第35条第2項準用	・勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類
	指定医療型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ●【市条例第9条】指定障害児入所施設等は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。	研修の受講記録は残しているか。 受講していない他の従業者にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。	□	□	基準省令第35条第3項準用	・研修計画、研修実施記録

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定医療型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-3(30)4準用】事業主が講ずべき具体的な内容としては、以下のとおり。 ・指定医療型障害児入所施設の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。） ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。）		☐	☐	基準省令第35条第4項準用	・就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
IV-32 * 業務継続計画の策定等	指定医療型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-3(31)2】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。 ・感染症に係る業務継続計画 1平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） 2初動対応 3感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ・災害に係る業務継続計画 1平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） 2緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） 3他施設及び地域との連携	【減算適用】 <u>業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算有り。（令和6年度から適用。「感染症のまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、令和7年度から適用。）</u>〔報酬告示別表第2-1-注3の3〕	☐	☐	基準省令第35条の2第1項準用	・業務継続計画
	指定医療型障害児入所施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ●【解釈通知第3-3(31)3】業務継続計画に係る従業員に対する研修については、定期的な研修は年2回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-3(31)4】業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を年2回以上定期的に実施するものとする。		☐	☐	基準省令第35条の2第2項準用	・研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	指定医療型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		☐	☐	基準省令第35条の2第3項準用	・業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類
IV-33 * 定員の遵守	指定医療型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	【減算適用】 <u>利用定員からの超過数次第では、定員超過利用減算有り。〔報酬告示別表第2-1-注2(1)〕</u>	☐	☐	基準省令第36条準用	・運営規程 ・利用者数が分かる書類（利用者名簿等）

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－34＊ 非常災害対策	指定医療型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。		□	□	基準省令第37条第1項準用	・非常火災時対応マニュアル（対応計画） ・運営規程 ・通報・連絡体制 ・消防用設備点検の記録
	指定医療型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ●【市条例第10条】指定障害児入所施設等は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。		□	□	基準省令第37条第2項準用	・避難訓練の記録 ・消防署への届出
	指定医療型障害児入所施設は、非常災害に備えるために定期的に行う避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。		□	□	基準省令第37条第3項準用	・地域住民が訓練に参加していることが分かる書類
	障害児入所施設においては、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行っているか。		□	□	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の2第2項	
	収容人数が10人以上で、避難が困難な障害者等を主として入所させる障害者支援施設においては、防火管理者の選任及び消防計画を所轄の消防署に届け出た上で、当該消防計画に基づく消火及び避難訓練等並びに消防の用に供する設備等の点検を実施し、それらについて法令で定めるところにより消防署に定期的に届出等を行っているか。		□	□	消防法第8条	
IV－35＊ 安全計画の策定等	指定医療型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	○「安全計画」＝「施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画」	□	□	基準省令第37条の2第1項準用	・安全計画に関する書類
	指定医療型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、上記の研修及び訓練を定期的の実施しているか。		□	□	基準省令第37条の2第2項準用	・研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	指定医療型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。		□	□	基準省令第37条の2第3項準用	・安全計画に関する書類
IV－36＊ 自動車運行する場合の所在の確認	指定医療型用外児入所施設は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。		□	□	基準省令第37条の3	・自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検査の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－37＊ 衛生管理等	指定医療型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 ●【市条例第11条】指定障害児入所施設等は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。		□	□	基準省令第38条第1項準用	・衛生管理に関する書類
	指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定医療型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定医療型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定医療型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 ●【解釈通知第3-3(34)1準用】特に、指定医療型障害児入所施設は、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品を備えるなどの対策を講じる必要がある。 ●【解釈通知第3-3(34)2ア準用】感染対策委員会の構成メンバーは、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、児童指導員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。施設外の感染管理等の専門家を経験者として積極的に活用することが望ましい。また、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定福祉型障害児入所施設の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。 ●【解釈通知第3-3(34)2ア準用】感染対策委員会は、おおむね3月に1回以上、定期的開催する必要がある。 ●【解釈通知第3-3(34)2イ準用】感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（厚生労働省）」も踏まえて検討すること。 ・平常時の対策（施設内の衛生管理、日常の支援にかかる感染対策等） ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等） ●【解釈通知第3-3(34)2ウ準用】感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため従業者に対する研修については、定期的な研修は年2回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが重要である。なお、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-3(34)2エ準用】感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとし、年2回以上定期的に実施するものとする。		□	□	基準省令第38条第2項準用	・衛生管理に関する書類 ・委員会議事録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	指定医療型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしているか。		□	□	基準省令第38条第3項準用	・ケース記録

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－38 協力歯科医療機関	指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものを除く。）は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。		☐	☐	基準省令第56条	
IV－39＊ 掲示	指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力歯科医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示しているか。 ●【基準省令第40条第2項準用】指定医療型障害児入所施設は、重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項）を記載した書面を当該指定医療型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、指定医療型障害児入所施設の見やすい場所への掲示に代えることができる。	掲示はされているものの、利用申込者からは見えにくい場所になっていないか。 協力医療機関の事項が掲示されているか。	☐	☐	基準省令第40条準用	・事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
IV－40＊ 身体拘束等の禁止	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていないか。	○「身体拘束等」＝「身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為」	☐	☐	基準省令第41条第1項準用	・個別支援計画 ・身体拘束等に関する書類
	指定医療型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	【減算適用】 身体拘束等に係る記録をしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算有り。〔報酬告示別表第2-1-注3〕	☐	☐	基準省令第41条第2項準用	・身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）
	●【解釈通知第3-3(37)①】緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件すべてを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録すること。＜令和6年度改正事項＞					
	指定医療型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。				基準省令第41条第3項準用	・委員会議事録 ・身体拘束等の適正化のための指針 ・研修を実施したことが分かる書類
	●【解釈通知第3-3(37)2準用】身体拘束適正化検討委員会の構成メンバーについては、事業所に従事する幅広い職種により構成する。なお、第三者や専門家の活用にも努めることとし、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、身体拘束適正化検討委員会は、施設単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、施設の規模に応じた対応を検討すること。 ●【解釈通知第3-3(37)2準用】身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要である＜令和6年度改正事項＞が、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。なお、身体拘束適正化委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-3(37)3準用】身体拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・施設における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ・身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ●【解釈通知第3-3(37)4準用】身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年1回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。		☐	☐		

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検査の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－41＊ 虐待の防止	指定医療型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 ●【児童福祉法第33条の10】この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。		□	□	基準省令第42条第1項準用	・個別支援計画 ・虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等） ・ケース記録 ・業務日誌
	指定医療型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定医療型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定医療型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ●【解釈通知第3-3(38)1準用】虐待防止検討委員会においては、専任の虐待防止を担当する者を決めておくことが必要である。なお、虐待防止検討委員会は、施設単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、施設の規模に応じた対応を検討すること。また、虐待防止検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束等適正化委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。なお、<u>虐待防止検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。＜令和6年度改正事項＞</u> ●【解釈通知第3-3(38)2準用】次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ・施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 ・虐待発生時の対応に関する基本方針 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ●【解釈通知第3-3(38)3準用】虐待の防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年1回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-3(38)4準用】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、児童発達支援管理責任者等を配置すること。なお、当該担当者及び管理者は、「<u>地域生活支援事業の実施について</u>」別紙2の別記2－4の3(3)の研修に参加することが望ましい。＜令和6年度改正事項＞	【減算適用】 <u>虐待の防止に係る措置を実施していない場合には、虐待防止措置未実施減算有り。[報酬告示別表第2-1-注3の2]</u>	□	□	基準省令第42条第2項準用	・委員会議事録 ・従業者に周知したことが分かる書類 ・研修を実施したことが分かる書類 ・担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等）

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検査の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－42* 秘密保持等	指定医療型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。		□	□	基準省令第44条第1項準用	・従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	指定医療型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等への記載や誓約書を徹するなどの措置を講じているか。	□	□	基準省令第44条第2項準用	・従業者及び管理者の秘密保持誓約書 ・その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）
	指定医療型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	障害児又は家族のどちらかにしか同意を得ていないケースや、家族ではなく障害児の代理人として同意を得ているケースは無いかな。	□	□	基準省令第44条第3項準用	・個人情報提供同意書
IV－43* 情報の提供等	指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定医療型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。		□	□	基準省令第45条第1項準用	・情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）
	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報に係る報告を奈良市に行っているか。	【減算適用】 奈良市障がい福祉課が情報公表事務に関する実施要領において定める期限までに、必要な情報の報告を行わなかった場合は、情報公表未報告減算あり。[報酬告示別表第2-1-注3の4]	□	□	児童福祉法第33条の18	
IV－44 利益供与等の禁止	指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定医療型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。		□	□	基準省令第46条第1項準用	
	指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。		□	□	基準省令第46条第2項準用	
IV－45* 苦情解決	指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	苦情解決の体制を整備するに当たっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（厚生労働省通知）」を参考とすること。	□	□	基準省令第47条第1項準用	・苦情受付簿 ・重要事項説明書 ・契約書 ・事業所の掲示物
	指定医療型障害児入所施設は、提供した指定入所支援に関する苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。	□	□	基準省令第47条第2項準用	・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検査の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、必要があると認めるときに、都道府県知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定医療型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		□	□	基準省令第47条第3項準用	・市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	指定医療型障害児入所施設は、都道府県知事からの求めがあった場合には、指導又は助言に基づく改善の内容を都道府県知事に報告しているか。		□	□	基準省令第47条第4項準用	・都道府県等への報告書
	指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 ●【社会福祉法第85条】運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。また、申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。		□	□	基準省令第47条第5項準用	・運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料
IV－46 地域との連携等	指定医療型障害児入所施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域と交流に努めているか。		□	□	基準省令第48条準用	
IV－47* 事故発生時の対応	指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-3(44)準用】事故に対する対応としては、次に掲げる事項に留意するものとする。 1指定医療型障害児入所施設は、安全計画の策定等とあわせて、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。また、事業所にＡＥＤを設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 2指定医療型障害児入所施設は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 3指定医療型障害児入所施設は、事故が起きた場合には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（厚生労働省通知）」を参考にすること。	奈良市への報告は、奈良市の「奈良市障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告取扱要領」に沿って行わなければならないが、報告されていないケースがあるので注意。 事故報告は障がい福祉課に提出すること。 事故には至らなかったが、事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット事例）について記録しているか。	□	□	基準省令第49条第1項準用	・事故対応マニュアル ・都道府県、市町村、家族等への報告記録
	指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置等について、記録しているか。	事故がない場合であっても、記録用紙は作成しておくことが望ましい。	□	□	基準省令第49条第2項準用	・事故の対応記録 ・ヒヤリハットの記録
	指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		□	□	基準省令第49条第3項準用	・再発防止の検討記録 ・損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類（賠償責任保険書類等）

障害福祉サービス等チェックリスト（医療型障害児入所施設）（令和7年5月21日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－48* 記録の整備	指定医療型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。		☐	☐	基準省令第51条第1項準用	・職員名簿 ・設備・備品台帳 ・帳簿等の会計書類
	指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しているか。 【指定入所支援の提供に関する諸記録】 ・入所支援計画及び移行支援計画＜令和6年度改正事項＞ ・指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録 ・基準省令第32条（準用）に規定する入所給付決定保護者に関する市町村への通知に関する記録 ・指定入所支援の提供に関する身体拘束等の記録 ・提供した指定入所支援に関する苦情の内容等の記録 ・指定入所支援の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		☐	☐	基準省令第51条第2項準用	・入所支援計画 ・提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録 ・基準省令第32条（準用）に規定する都道府県への通知に係る記録 ・身体拘束等の記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録